

○飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年10月 8 日

規則第225号

改正 平成28年 3 月29日規則第14号

令和 3 年 3 月26日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年飛騨市条例第272号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者指定申請)

第2条 条例第2条の規定する申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)により市長の指定する期日までに行わなければならない。

2 前項の規定による申請書に、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 代表者の住民票抄本
- (4) 事業計画書及び収支計画書
- (5) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類等

(指定の承認)

第3条 条例第3条の規定による指定は、所定の手続を経た後において指定管理者指定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更事項の届出)

第4条 第2条第2項の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに市長に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第5条 条例第4条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 附帯事業の概要

(2) 施設の現況(損傷等を含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類等
(指定の取消し等)

第6条 条例第6条の規定による指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書(様式第3号)又は指定管理者業務停止命令書(様式第4号)によるものとする。

(事故報告)

第7条 指定管理者は、指定管理施設に関し、又は指定管理施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を市長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(飛騨市情報公開条例施行規則の一部改正)

2 飛騨市情報公開条例施行規則(平成16年飛騨市規則第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(飛騨市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

3 飛騨市個人情報保護条例施行規則(平成16年飛騨市規則第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年3月29日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

飛驒市長 あて

所在地

申請者

代表者氏名

下記施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請いたします。

施設名	
施設の所在地	
申請者に関する事項	名称 〔設立年月日 〕
	所在地 電話番号 ()
	主たる事業
	役員
	予算の概要
	事業の執行体制
その他申請に係る事項	

(注) 第2条第2項に掲げる書類を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

事業実施団体名

代表者氏名 様

飛騨市長

Ⓜ

年 月 日付で申請のあった下記施設の指定管理者に指定する。

記

1 施設名

2 施設の所在地

3 指定期間 年 月 日から 年 月 日

様式第3号(第6条関係)

指定管理者指定取消書

年 月 日

事業実施団体名

代表者氏名 様

飛騨市長

㊟

飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により
下記施設の指定管理者の指定を取り消す。

記

1 施設名

2 施設の所在地

3 取消理由

4 取消年月日

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。

様式第4号(第6条関係)

指定管理者業務停止命令書

年 月 日

事業実施団体名

代表者氏名 様

飛騨市長

Ⓜ

飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により
下記施設の業務を停止する。

記

1 施設名

2 施設の所在地

3 停止内容 全部・一部()

4 停止理由

5 停止年月日

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して、審査請求をすることができます。